平成２４年（フ）第７５５号
兵庫県尼崎市田能４丁目17番１―302号、前住所兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目14番地の８
債務者　酒井　恒造
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７５６号
兵庫県尼崎市田能４丁目17番１―302号、前住所兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目14番地の８
債務者　酒井　千晴
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１６４号
佐賀県鹿島市大字高津原4296番地３
債務者　一ノ瀬友行
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１６８号
佐賀県西松浦郡有田町大木宿乙612番地
債務者　池田千代子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１６９号
佐賀県西松浦郡有田町南原甲302番地１
債務者　松永日出子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１７０号
佐賀県西松浦郡有田町南原甲302番地１
債務者　松永　光央
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１８７号
宮崎県日向市大字財光寺854番地４
債務者　下地　　純（旧姓林田）
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２０３号
北海道苫小牧市音羽町２丁目12番17号　エクセレント音羽101
債務者　渡邊　英昭
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第８２１号
千葉県柏市旭町８丁目５番19号　岸アパート203号
債務者　河村　和美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８４２号
千葉県我孫子市布佐１丁目１番地の４―１―102号　トレジャーヒルⅠ
債務者　飯島　正吾（旧姓二藤部）
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８４７号
千葉県柏市名戸ケ谷1113番地の１
債務者　古谷　貴之
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１０７号
石川県小松市寺町29番地、従前の住所三重県四日市市赤堀南町５番20号
債務者　青井　紀壽
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１１９号
石川県小松市矢田野町ヌ86番地２　矢沢サウスパレスⅡ201、従前の住所石川県小松市白江町ロ９番地１　信開セルーラ白江ＥＡＳＴ105号
債務者　池田　勝美
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第３６４号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目31番19号
債務者　南　　直美（旧姓大川内）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３８８号
兵庫県伊丹市西野５丁目289番地１リバーサイド武庫川203号、前住所兵庫県伊丹市鴻池４丁目12番15―105号
債務者　原田　真弓（旧姓殿待）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４０２号
兵庫県川西市鼓が滝２丁目14番29号201、前住所兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘３丁目９番地２
債務者　吉野　弘樹
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第９号
兵庫県尼崎市猪名寺２丁目２番２―202号
債務者　黒岩　和子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係